

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

令和 4 年 4 月 1 日

本田技研工業株式会社

株式会社ホンダ・レーシング

吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区南青山二丁目1番1号
本田技研工業株式会社
代表執行役社長 三部 敏宏

埼玉県朝霞市泉水三丁目15番1号
株式会社ホンダ・レーシング
代表取締役社長 渡辺 康治

本田技研工業株式会社（以下、「分割会社」という。）及び株式会社ホンダ・レーシング（以下、「承継会社」という。）との間で締結した、令和4年1月12日付吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約書」という。）に基づき、令和4年4月1日を効力発生日として、吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行いました。本件吸収分割に関する事項は以下の通りです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

令和4年4月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 吸収分割をやめることの請求

本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による差止請求の対象ではありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っていません。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者保護手続

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、令和4年1月25日付で官報公告及び電子公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議

申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続きの経過

(1)吸収分割をやめることの請求

承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

(2)反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 1 項本文に規定する略式吸収分割に該当し、かつ承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 797 条第 1 項による手続は行っていません。

(3)債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、令和 4 年 1 月 25 日付で官報公告及び電子公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により分割会社から承継会社が承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、令和 4 年 4 月 1 日をもって、分割会社から本件吸収分割契約書に記載された、二輪モータースポーツのライダー育成関連事業並びに四輪モータースポーツの国内レース・海外ツーリングカーレースのレース参戦支援及びその他関連する事業に関する資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を、同契約書に従い承継致しました。なお、本件吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 6,024 百万円（概算値）であり、負債の額は 4,726 百万円（概算値）です。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

令和 4 年 4 月 8 日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上